



第 4 号様式

流 河 第 8 4 号
令 和 7 年 2 月 2 7 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 7 年 2 月 2 0 日付け、流監第 1 0 7 号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第 107 号	
監査の種類別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
土木部河川課	意見	法定外公共物占用料について、納期限を過ぎて納入されていないものがあったが、電話による督促のみで督促状による督促を行っていなかった。規則に基づく適正な事務手続を徹底されたい。	納期限を過ぎたにもかかわらず納付がなかったため、電話にて督促を行い、納付済みとなりました。今後は、流山市財務規則第44条に則り、当該期限後20日以内に督促状により速やかに納付を促すよう周知しました。
土木部道路建設課	意見	切手等受払簿が未作成、または記載に誤りや漏れがあったため、現物の保有数量と台帳の整合性の確認がとれない事案が見受けられた。郵便切手類やレターパック、収入印紙は換金性が高く、不正使用や盗難等の危険性もあることから、適正な管理が行われるよう対策を講じられたい。	収入印紙や切手の購入時、使用時の受払簿の記載を徹底し、複数人での確認を行い、再発防止に努めます。
土木部道路建設課	意見	前渡資金整理簿が未作成、または記載に誤りや漏れがあった。公金の適正管理の観点からも、規則に定められた前渡資金整理簿の作成及び記載を徹底し、厳正に管理されたい。	財務規則を課内で回覧し、情報共有を図りました。今後は、前渡資金時の受払簿の記載を徹底し、複数人での確認を行い、再発防止に努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。